

ポニー工業株式会社との「放射線同位元素等の安全管理と周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書」及び「覚書」の変更について

今般、ポニー工業株式会社から老朽化に伴う自社熊取工場施設の建替え（令和 3 年 2 月から令和 3 年 12 月）が完了したことを受け、昭和 52 年 3 月 10 日付で本町との間で取り交わしている標記「協定書」、「覚書」による空間放射線量率の測定位置についての変更協議がありましたので、その他所要の項目についても併せて、別紙新旧対照表のとおり変更することを報告します。

放射性同位元素等の安全管理と周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書 新旧対照表

変更（案）	現行
<p data-bbox="400 308 860 373">放射性同位元素等の安全管理と周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書</p> <p data-bbox="163 424 1106 528">熊取町（以下「甲」という。）とポニー工業株式会社（以下「乙」という。）は、乙の熊取工場における放射性同位元素等の安全管理とその施設周辺住民の放射線に対する安全確保並びに公害防止を目的として、次のとおり協定する。</p> <p data-bbox="181 579 412 608">（関係諸法令の遵守等）</p> <p data-bbox="163 619 1106 722">第1条 乙は、放射性同位元素等の取扱いにあたっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する関係諸法令を遵守するとともに、周辺環境放射線の安全確保および公害の防止について万全の措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="163 735 1081 764">2 甲および乙は、この協定書に定められた事項を誠意をもって履行するものとする。</p> <p data-bbox="181 815 434 844">（放射線安全管理の計画）</p> <p data-bbox="163 855 1106 920">第2条 乙は、甲と協議のうえ、放射性同位元素等の取扱いおよびその周辺住民の放射線に対する安全確保に関する計画を定め、甲に提出する。</p> <p data-bbox="163 971 1106 1037">2 乙は、前項に定める安全確保に関する計画を適切に実施し、細心の注意をもって放射性同位元素等の取扱いの管理をする。</p> <p data-bbox="181 1088 293 1117">（公害防止）</p> <p data-bbox="163 1128 1106 1193">第3条 乙は、公害関係諸法令および大阪府公害防止条例に基づき、公害防止に努めなければならない。</p> <p data-bbox="181 1244 367 1273">（放射線量の測定）</p> <p data-bbox="163 1284 1106 1350">第4条 放射性同位元素等の取扱施設およびその周辺（以下「施設等」という。）の放射線量の測定は、乙の負担において実施する。</p> <p data-bbox="163 1401 1106 1466">2 乙は、前項の放射線量の測定を実施するため、あらかじめ測定の項目、場所、方法および時期について甲と協議する。</p>	<p data-bbox="1366 308 1825 373">放射性同位元素等の安全管理と周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書</p> <p data-bbox="1131 424 2074 528">熊取町（以下「甲」という。）とポニー原子工業株式会社（以下「乙」という。）は、乙の熊取工場における放射性同位元素等の安全管理とその施設周辺住民の放射線に対する安全確保並びに公害防止を目的として、次のとおり協定する。</p> <p data-bbox="1149 579 1379 608">（関係諸法令の遵守等）</p> <p data-bbox="1131 619 2074 722">第1条 乙は、放射性同位元素等の取扱いにあたっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する関係諸法令を遵守するとともに、周辺環境放射線の安全確保および公害の防止について万全の措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="1131 735 2049 764">2 甲および乙は、この協定書に定められた事項を誠意をもって履行するものとする。</p> <p data-bbox="1149 815 1402 844">（放射線安全管理の計画）</p> <p data-bbox="1131 855 2074 920">第2条 乙は、甲と協議のうえ、放射性同位元素等の取扱いおよびその周辺住民の放射線に対する安全確保に関する計画を定め、甲に提出する。</p> <p data-bbox="1131 971 2074 1037">2 乙は、前項に定める安全確保に関する計画を適切に実施し、細心の注意をもって放射性同位元素等の取扱いの管理をする。</p> <p data-bbox="1149 1088 1261 1117">（公害防止）</p> <p data-bbox="1131 1128 2074 1193">第3条 乙は、公害関係諸法令および大阪府公害防止条例に基づき、公害防止に努めなければならない。</p> <p data-bbox="1149 1244 1335 1273">（放射線量の測定）</p> <p data-bbox="1131 1284 2074 1350">第4条 放射性同位元素等の取扱施設およびその周辺（以下「施設等」という。）の放射線量の測定は、乙の負担において実施する。</p> <p data-bbox="1131 1401 2074 1466">2 乙は、前項の放射線量の測定を実施するため、あらかじめ測定の項目、場所、方法および時期について甲と協議する。</p>

(測定結果の提出および公表)

第5条 乙は、前条の放射線量の測定をしたときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに甲に提出する。

2 甲は、前項の測定結果を公表することができる。

(事業の変更計画の事前通知)

第6条 乙は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第10条第2項および法第11条第2項に該当する変更許可を受けようとするときは、事前に甲に通知する。

(災害発生時等の措置)

第7条 乙は、法第33条第1項に定める措置をとった場合には、その状況を直ちに甲に通知する。

2 乙は、前項に関する事故の状況、その措置および対策を、事故発生後10日以内に文書で甲に報告する。

(報告および調査)

第8条 甲が乙に対して、第5条に規定するもののほか必要に応じて放射線の安全確保についての報告を求めた場合、乙は報告書を提出する。

2 甲において必要があると認める場合は、乙の放射線取扱主任者の立会いのもとに甲の関係職員または甲の委嘱した調査員により、施設等の立入調査を行なわせることができる。

3 甲は、前項の調査結果を乙の企業機密に属するものを除き公表することができる。

(環境保全の措置)

第9条 乙は、施設等の環境保全の見地より、環境の悪化をきたすことのないよう積極的施策を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定める施策として、特に排出水中の水質汚濁物質総量の低減を図るものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするとき、もしくはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

(測定結果の提出および公表)

第5条 乙は、前条の放射線量の測定をしたときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに甲に提出する。

2 甲は、前項の測定結果を公表することができる。

(事業の変更計画の事前通知)

第6条 乙は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第10条第2項および法第11条第2項に該当する変更許可を受けようとするときは、事前に甲に通知する。

(災害発生時等の措置)

第7条 乙は、法第33条第1項に定める措置をとった場合には、その状況を直ちに甲に通知する。

2 乙は、前項に関する事故の状況、その措置および対策を、事故発生後10日以内に文書で甲に報告する。

(報告および調査)

第8条 甲が乙に対して、第5条に規定するもののほか必要に応じて放射線の安全確保についての報告を求めた場合、乙は報告書を提出する。

2 甲において必要があると認める場合は、乙の放射線取扱主任者の立会いのもとに甲の関係職員または甲の委嘱した調査員により、施設等の立入調査を行なわせることができる。

3 甲は、前項の調査結果を乙の企業機密に属するものを除き公表することができる。

(環境保全の措置)

第9条 乙は、施設等の環境保全の見地より、環境の悪化をきたすことのないよう積極的施策を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定める施策として、特に排出水中の水質汚濁物質総量の低減を図るものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするとき、もしくはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

## 「覚書」 新旧対照表

変更（案）	現行
覚 書	覚 書
<p>熊取町（以下「甲」という。）とポニー工業株式会社（以下「乙」という。）とは、昭和52年3月10日締結した放射性同位元素等の安全管理と周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づき、次のとおり覚書を交換する。</p> <p>第1条 協定書第2条第1項に定める周辺住民とは、熊取町の住民をいう。</p> <p>第2条 協定書第2条第1項に定める甲・乙協議による放射線に対する安全確保に関する計画は、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。）第21条に基づき、乙が定める放射線障害予防規定とする。</p> <p>第3条 乙は、協定書第3条の規定にかかわらず、写真の現像を含む化学薬品の使用によって生ずる水質汚濁を防止する計画を定め、別途甲に提出する。</p> <p>第4条 協定書第4条第2項に定める測定の項目、場所、方法および時期（以下「測定の項目等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の測定の項目等に変更の必要が生じたときはあらかじめ協議のうえ変更することができる。</p> <p>第5条 協定書第5条第1項に定める放射線の測定結果に関する報告書の提出期日は、毎年4月末日および10月末日とし、それぞれの前半期の結果を報告する。</p> <p>2 甲が、協定書第5条第2項の測定結果を公表する場合は、その測定数値を除き表現の方法等について甲・乙協議するものとする。</p> <p>第6条 協定書第8条第1項に掲げる報告は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 放射性同位元素の6カ月間の使用状況。</p> <p>(2) 運搬に係る1回の積載量が、固型セシウム137、コバルト60、イリジウム192、およびツリウム170をあわせて<u>11.1テラベクレル</u>以上を運搬する場合の放射性同位元素別数量、運搬の方</p>	<p>熊取町（以下「甲」という。）とポニー原子工業株式会社（以下「乙」という。）とは、昭和52年3月10日締結した放射性同位元素等の安全管理と周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づき、次のとおり覚書を交換する。</p> <p>第1条 協定書第2条第1項に定める周辺住民とは、熊取町の住民をいう。</p> <p>第2条 協定書第2条第1項に定める甲・乙協議による放射線に対する安全確保に関する計画は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。）第21条に基づき、乙が定める放射線障害予防規定とする。</p> <p>第3条 乙は、協定書第3条の規定にかかわらず、写真の現像を含む化学薬品の使用によって生ずる水質汚濁を防止する計画を定め、別途甲に提出する。</p> <p>第4条 協定書第4条第2項に定める測定の項目、場所、方法および時期（以下「測定の項目等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の測定の項目等に変更の必要が生じたときはあらかじめ協議のうえ変更することができる。</p> <p>第5条 協定書第5条第1項に定める放射線の測定結果に関する報告書の提出期日は、毎年4月末日および10月末日とし、それぞれの前半期の結果を報告する。</p> <p>2 甲が、協定書第5条第2項の測定結果を公表する場合は、その測定数値を除き表現の方法等について甲・乙協議するものとする。</p> <p>第6条 協定書第8条第1項に掲げる報告は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 放射性同位元素の6カ月間の使用状況。</p> <p>(2) 運搬に係る1回の積載量が、固型セシウム137、コバルト60、イリジウム192、およびツリウム170をあわせて<u>300キュリー</u>以上を運搬する場合の放射性同位元素別数量、運搬の方法、経路、日時および運搬に関する安全対策。</p>

法、経路、日時および運搬に関する安全対策。

(3) 放射性同位元素の年間受払状況および在庫貯蔵量。

(4) 従事者の被ばく集積線量、3カ月間のおよび1年間のもの。

2 前項第1号および第4号に定める報告は、第5条第1項の報告とあわせて行なう。

3 第1項第2号に定める報告は実施前とし、乙は、甲の放射線の安全確保に関する意見を尊重する。

4 第1項第3号に定める報告は、毎年12月末日現在のものを翌月末日までに行なう。

第7条 協定書第8条第2項に定める甲の委嘱する調査員は原則として国または大阪府の職員とする。

2 甲は、前項に定める職員以外の者を調査員に委嘱しようとするときは、あらかじめ乙と協議する。

第8条 甲は、協定書第8条第2項により立入調査する場合、甲の関係職員および甲の委嘱した調査員には、別記様式に定める事由書および身分証明書を携行させる。

第9条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき並びに、第2条の放射線障害予防規定および第4条の測定項目等に定める事項を変更しようとするときは、甲・乙協議して定める。

(3) 放射性同位元素の年間受払状況および在庫貯蔵量。

(4) 従事者の被ばく集積線量、3カ月間のおよび1年間のもの。

2 前項第1号および第4号に定める報告は、第5条第1項の報告とあわせて行なう。

3 第1項第2号に定める報告は実施前とし、乙は、甲の放射線の安全確保に関する意見を尊重する。

4 第1項第3号に定める報告は、毎年12月末日現在のものを翌月末日までに行なう。

第7条 協定書第8条第2項に定める甲の委嘱する調査員は原則として国または大阪府の職員とする。

2 甲は、前項に定める職員以外の者を調査員に委嘱しようとするときは、あらかじめ乙と協議する。

第8条 甲は、協定書第8条第2項により立入調査する場合、甲の関係職員および甲の委嘱した調査員には、別記様式に定める事由書および身分証明書を携行させる。

第9条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき並びに、第2条の放射線障害予防規定および第4条の測定項目等に定める事項を変更しようとするときは、甲・乙協議して定める。

覚書新旧対象表

変更 (案)

現行

別表

測定項目	測定場所	測定の方法	測定の時期
空間放射線量率	下図表示の箇所 (11地点)	γ線測定法  ・GM管サーベーター ・電離箱サーベーター ・シンチレーションサーベーターのいずれか	4月・10月

別表

測定項目	測定場所	測定の方法	測定の時期
空間放射線量率	下図表示の箇所 (11地点)	γ線測定法  GMサーベーター または電離箱サーベーター	4月・10月

